

土地返還争議と地主の階層性

——群馬県強戸村争議について——

島 袋 善 弘

はじめに

さきに、群馬県強戸村における小作争議の展開を検討したが、⁽¹⁾そこでは特別のばあいを除いて、地主の対応の性質（小作料確保・資産保全のための「地主的対応」と、農業経営を拡大・安定させるための「自作要求」）を、地主の階層にかかわらずなく、資料の記述のみによって判断した。そのため、とくに對抗関係の実質が問題になる土地返還要求争議について、

充分な解明がなされたとはいえない面を残すことになった。
本稿は、そのような前稿の不充分さを補うため、土地返還要求争議について、地主の階層性を検討したものである。

(1) 拙稿「大正末—昭和初期 農民運動中心地における小作争議の展開—群馬県強戸村争議について—」（『山梨県立女子短期大学紀要』第九号 一九七六年）

第1表 強戸村所得上位者一覧表

大 字	氏 名	所 得 額		
		昭和4年	昭和7年	昭和11年
成 塚	須永 一郎	○ 1,119	677	—
	金子 義雄	—	—	○ 705
西長岡	小川英太郎	○ 1,996	○ 988	648
菅 塩	木村 奨夫	○ 1,195	○ 1,085	—
	木村 貞一郎	○ 1,487	○ 959	○ 787
	相沢 節三郎	771	○ 811	○ 870
北金井	金井 関吉	○ 1,289	572	—
	樋口 定一郎	—	○ 926	○ 1,220
	沢田 才一郎	608	353	715
	沢田 伸一郎	687	597	○ 722
上強戸	佐口 広吉	○ 1,095	498	565
下強戸	関根源 八郎	○ 1,583	○ 1,299	○ 1,242
	岡部 兵馬	○ 1,101	—	—
	岡部 つや	—	○ 798	474
	岡部 幸一郎	○ 2,016	○ 1,811	○ 1,482
	岡部 惣四郎	○ 2,385	○ 2,044	2,157
	岡部 駒次郎	○ 7,156	—	○ 3,138
	大谷 茂三郎	737	○ 1,005	913
	関根 門三郎	—	—	○ 727
	岡部 初寿	928	○ 1,367	—
	橋本 貞二	○ 2,014	○ 1,146	—
石 橋	高野 鎮	○ 1,124	—	—
	栗田 伝四郎	○ 3,561	○ 1,658	—
	栗田 佳雄	—	—	○ 1,357
	平田 政吉	○ 3,251	○ 2,047	○ 849
	小菅 貞雄	787	522	○ 1,054
寺 井	尾内 要次郎	○ 1,047	○ 943	551
	斉藤 亮四郎	○ 1,941	—	—
	斉藤 勝子	—	○ 1,622	○ 1,943
	深沢 和三郎	○ 13,061	○ 11,516	—
	今井 治作	○ 1,021	661	536
	深沢 伊一	○ 1,220	○ 1,605	—
	深沢 一雄	—	—	○ 1,245
	木暮 作平	○ 1,292	○ 1,187	○ 1,196
	斉藤 三郎	○ 4,170	○ 3,523	○ 2,427
	木暮 林平	○ 1,080	—	—
	木暮 喜美夫	—	○ 747	484

各年度「村税戸数割賦課表」による。昭和4年は所得1,000円以上（23人）、昭和7、11年は所得700円以上（21人、19人）を表示。所得額の前の○は1,000円以上（4年）700円以上（7、11年）の所得者であることを示す。

第2表 強戸村所得上位者階層表

	昭和4年	昭和7年	昭和11年
3,000円以上	5	2	1
2,000～3,000円	3	2	2
1,500～2,000円	3	4	1
1,000～1,500円	12	6	7
700～1,000円	—	7	8
合 計	23	21	19

各年度「村税戸数割賦課表」による。

1 所得階層と地主の規模

小作地返還争議における地主の階層性を検討する前に、強戸村の所得上位者を、昭和四、七、一一年について拾い出した第1表と、それを階層別に整理した第2表をみよう。第2表と昭和初年の耕地所有状況(三〇町以上一戸、一〇—三〇町四戸、五—一〇町二戸)、その後の小作地売却状況、および大地主(深沢和三郎・岡部駒次郎)の村外脱出等をあわせて考慮すれば、強戸村の所得階層と土地所有状況との関連を次のように考えてさしつかえないであろう。即ち、昭和四年については、所得三、〇〇〇円以上の五人、昭和七年については所得二、〇〇〇円以上の四人、昭和一一年については同じく所得二、〇〇〇円以上の三人がほぼ一〇町歩以上の耕地を所有する地主であり、昭和四年の一、五〇〇—三、〇〇〇円の六人、昭和七、一一年の一、〇〇〇—一、〇〇〇円それぞれ一〇人、八人は六、七町—一〇町所有の地主であると考えられる。また、昭和四については一、〇〇〇—一、五〇〇円、昭和七、一一年については七〇〇—一、〇〇〇円のそれぞれ一二人、七人、八人は、五町前後の耕地を所有する階層であると考えて大きな間違いはないであろう。そして、全体として第2表の所得上位者(四年二三人、七年二一人、一一年一九人)はほぼ五町以上の地主を示し、また強戸村における安定的な上層地主とは、昭和四年については所得額一、五〇〇円以上の一人、昭和七、一一年については所得額一、〇〇〇円以上のそれぞれ一四人と一一人であると考えてよいであろう。安定的な上層地主とは、たとえば昭和四年についてみると、大字西長岡—小川英太郎、下強戸—関根源八郎、岡部幸一郎、岡部惣四郎、岡部駒次郎、石橋—橋本貞二、栗田伝四郎・佳雄、平田政吉、寺井—斉藤亮四郎・勝子、深沢和三郎、斉藤々三郎(第1表参照)であり、以後その顔ぶれはほぼ一定している。

2 土地返還争議と地主の階層性

第3表は土地返還争議について、争議の性質、地主名、所得額を示したものである。ただし、地主名は『小作争議台帳』に記載あるものに限定さ

れており、また「村税戸数割賦課表」に欠けている地主が何名かあるので土地返還争議に出てくるすべての地主の階層性を明らかにすることはできない。所得階層を検討することができるのは、特殊争議を除いた一六七件の該当地主数のうち九七件(五八・一%)についてである。

第4表は第3表を地主の階層別、争議の性質別に整理したものである。昭和五年までの争議から検討しよう。「地主的対応による土地返還争議」は、安定的な上層地主(A階層)による争議九件と、中小地主(C階層)による一件(没落小地主の小作地売却)であり、「自作要求がある土地返還争議」は、中層以下の地主による一二件(B階層二件、C階層一〇件)であって、上層地主の地主的対応、中層以下の自作要求という形で、争議の性質は所得階層と完全といってよいほど合致している。なお「争議の性格が不明確なもの」七件(すべて小作料滞納に対して土地返還を要求したものである)は、A・B・C各階層に散在しているが、B・C階層に多い。

次に昭和六—一五年について検討しよう。「地主的対応による争議」はA階層一四件、C階層三件であり、A階層への集中度が高い。C階層の三件は、いずれも昭和八年の争議であり、この年の「自治会」と農民組合Ⅱ社会大衆党との村政をめぐる抗争にC階層の地主もまぎこまれたためであると考えられる。「自作要求がある争議」はA階層四件、B階層四件、C階層三九件であり、C階層への集中が顕著である。A・B階層をあわせた八件(とくにA階層の四件)は、地主の窮乏化が相当進んだこと、および表面的であるにしても自作要求をかかげざるをえなかったことを示していると考えてよいであろう。なお「争議の性格が不明なもの」四件(「期間満了」一件を除き、他は滞納に対して土地返還を要求したもの)については、大正一五—昭和五年の時期と同様、各階層への散在と、B・C階層の件数の多さを示している。

このように昭和六—一五年には、村内の政治抗争と、恐慌の深化による地主の窮乏化のため、争議の性質が所得階層区分と一致しない争議(大地主の自作要求と中小地主の小作料確保・資産保全のための対応)が若干存在するが、争議の性質と所得階層の合致(上層地主の地主的対応、中層以下の自作要求)は顕著である。

以上においては、大正一五―昭和五年、昭和六―一五年の二つの時期に分けて検討したが、両者を合わせて検討しても、土地返還争議において上層地主が地主的対応を示し、中層以下の地主が自作を要求するという結論には全く変化はない。また争議の性質が不明確な争議一件（うち滞納によるもの一〇件、期間満了によるもの一件）については、A階層二件、B階層五件、C階層四件となり、中層以下の地主を当事者とするばあいが多く、自作要求に展開する可能性を含んでいる争議がかなり存在すると考えられる。

3 総 括

以上検討してきた強戸村の土地返還争議については、次の二つの点が考慮されるべきであろう。

- (1) 強戸村においては、地主と農民組合との村政をめぐる対抗関係が長期間継続したため、上層地主からの「地主的対応」による土地返還要求がかなり多く、したがって土地返還争議における上層地主の比重も高くなっていると考えられる（A階層の土地返還要求は全体の三〇％を占める）。
- (2) 強戸村争議については、村内の政治的対抗関係や、個別争議間の関連をかなり読み込んで争議の性質を検討することができ、争議の性質と地主の階層性との相関（上層地主の地主的対応と中小地主の自作要求）がいくらも高く示されていると考えられる。

土地返還争議は、一般的には「土地取上げが百件あれば九十数件までは中小地主だといふのが普通の成行である」といわれる如く、中小地主層によるものが圧倒的に高い比重を占めると考えられる。また争議の性質と地主の階層性との相関は、強戸村におけるようにほぼ完璧といってよいほどの明確さをもっては示されないかも知れない。とはいえ、本稿で検討してきたこと（上層地主の地主的対応と、中小地主の自作要求という形の相関がかなり高く示されること、また小作料滞納・期間満了等を理由とする争議のうち性格の不明確なものには、中小地主を当事者とするばあいが多く、自作要求に展開する可能性を含んでいる争議がかなり存在すると考えられること）は、土地返還争議における地主の階層性についての一般的な性格から大きくはずれるものではないと思われる。

(1) 猪俣津南雄『踏査報告 窮乏の農村』（昭和九年）二五六頁。

第3表 土地返還争議の地主（強戸村）

争議番号	地主名	大字	争議の性質	戸数割表による所得額			備 考
				昭和4年	昭和7年	昭和11年	
大15 (4)	岡部駒次郎	下強戸	地主的対応	7,156	—	3,138	
(8)	〃	〃	地主的対応				
(10)	〃	〃	不明（滞納）				
(11)	〃	〃	地主的対応				
(18)	岡部林次郎	〃	地主的対応	531	176	—	没落小地主
(27)	〃	〃	自作要求あり				
(41)	岡部駒次郎	〃	地主的対応				前出
(42)	佐口 茂	上強戸	自作理由	410	206	312	
昭2 (23)	岡部駒次郎	下強戸	地主的対応				前出
昭3 (2)	—	—	地主的対応				
(3)	岡部駒次郎	下強戸	地主的対応				前出
(7)	石原 佐平	—	自作理由				所在不明
(16)	岡部駒次郎	下強戸	地主的対応				前出
(21)	柳 利三郎	成 塚	自作理由	817	493	670	地主19名中の2名
	須永 一郎	〃		1,119	677	—	
(25)	金井 関吉	北金井	自作要求あり	1,289	572	—	
(28)	藤生 孝弥	—	自作理由				所在不明
(29)	森下善五郎	—	地主的対応				〃
(46)	堀越 さく	—	地主的対応				〃
(47)	—	—	自作要求あり				

争議番号	地主名	大字	争議の性質	戸数割表による所得額			備考
				昭和4年	昭和7年	昭和11年	
昭4 (4)	岡部林次郎	下強戸	自作理由	531	176	—	地主26名
(5)	岡部 一三	〃	自作理由	296	208	140	
(12)	樋口 清七	北金井	自作理由	701	—	—	
(14)	樋口定一郎	〃	不明(滞納)	—	926	1,220	
(16)	木村 奨夫	菅 塩	不明(滞納)	1,195	1,085	—	
	黒沢栄三郎	〃		0	0	0	
	木村貞一郎	〃		1,487	959	787	
(41)	木暮政五郎	—	自作要求あり	61	71	—	
(43)	—	—	自作要求あり				
昭5 (2)	木村貞一郎	菅 塩	不明(滞納)	1,487	959	787	前出, ほか1名
(11)	岡部駒次郎	下強戸	地主的対応				
(14)	沢田伸一郎	北金井	自作理由	687	597	722	
(15)	樋口 清七	〃	自作理由	701	—	—	
(21)	柳 松次郎	成 塚	自作要求あり	0	0	0	
(22)	小林徳太郎	菅 塩	不明(滞納)	608	315	25	
(23)	岡部幸一郎	下強戸	地主的対応	2,016	1,811	1,482	
(37)	—	—	自己使用のため				
昭6 (8)	今井藤次郎	寺 井	自作要求あり	404	503	425	
(10)	—	—	自作要求あり				
(20)	樋口定一郎	北金井	自作理由	—	926	1,220	地主の姓は推定
	稲村松次郎	〃	(一部売却目的)	628	593	532	
	沢田伸一郎	〃		687	597	722	
	沢田才一郎	〃		608	353	715	
	増田 静哉	〃		267	237	188	
	沢田 虎雄	〃		722	382	640	
	石原 佐平	—					
(24)	—	—	特殊争議				
(42)	岡部吉五郎	下強戸	自作理由	207	215	264	
(59)	徳治	—	特殊争議				
(61)	尾内留次郎	寺 井	自作理由	138	347	146	地主の姓は推定
(64)	—	—	地主的対応				
(67)	倉庫会社	—	地主的対応				
昭7 (20)	今井藤次郎	寺 井	自作要求あり	404	503	425	
(23)	岡部惣四郎	下強戸	自作理由	2,385	2,044	2,157	
(34)	神社ほか	—	特殊争議				
(37)	天笠栄太郎	—	地主的対応				
(47)	原島 茂雄	下強戸	自作理由	—	—	0	
(53)	樋口定一郎	北金井	自作要求あり	—	926	1,220	
昭7 (60)	柳 権平	成 塚	自作要求あり	631	678	437	地主12名中の4名
	沢田伸一郎	北金井		687	597	722	
	柳 柳平	成 塚		—	625	169	
	柳 源吉	〃		0	0	227	
昭8 (11)	沢田才一郎	北金井	地主的対応	608	353	715	前出 前出
(13)	深沢和三郎	寺 井	地主的対応	13,061	11,516	—	
(16)	岡部駒次郎	下強戸	地主的対応				
(20)	〃	〃	地主的対応				
(29)	栗田伝四郎	石 橋	特殊争議	3,561	1,658	—	
(30)	岡部惣四郎	下強戸	自作理由	2,385	2,044	2,157	

争議番号	地主名	大字	争議の性質	戸数割表による所得額			備考
				昭和4年	昭和7年	昭和11年	
昭8 (31)	稲村松次郎	北金井	地主的対応	628	593	532	前出
(32)	岡部駒次郎	下強戸	地主的対応				
(33)	木暮政五郎	寺井	自作要求あり	61	71	—	前出
(34)	関根幾太郎	下強戸	自作理由	605	479	—	
(35)	岡部駒次郎	〃	地主的対応				前出
(36)	〃	〃	地主的対応				
(38)	岡部惣四郎	〃	地主的対応	2,385	2,044	2,157	前出
(39)	木村貞一郎	菅塩	自作理由	1,487	959	787	
(40)	岡部幸一郎	下強戸	地主的対応	2,016	1,811	1,482	前出
(41)	岡部惣四郎	〃	自作理由				
(43)	関根幾太郎	下強戸	自作理由	605	479	—	前出
(44)	関根門三郎	〃	自作要求あり	—	—	727	
(48)	尾内要次郎	寺井	自作要求あり	1,047	347	551	前出
	今井 治作	〃		1,021	661	536	
(50)	佐口 広吉	上強戸	自作要求あり	1,095	498	565	前出
	佐口 茂	〃		410	206	312	
(53)	岡部 友夫	〃	自作要求あり	139	201	155	前出
	岡部 徳治	〃		—	215	264	
(54)	佐口 広吉	〃	自作要求あり	1,095	498	565	前出
	佐口虎太郎	〃		213	159	226	
(58)	佐口盛千代	〃	特殊争議	0	0	0	前出
(61)	柳 権平	成塚	自作要求あり	631	678	437	
(64)	岡部駒次郎	下強戸	地主的対応				前出, 表面的理由は「期間満了」
(65)	〃	〃	地主的対応				
(70)	尾内留次郎	寺井	自作要求あり	138	347	146	前出
(73)	増田 静哉	北金井	自作要求あり	267	237	188	
(76)	高島馬次郎	西長岡	自作要求あり	490	329	423	前出
(78)	〃	〃	自作要求あり				
(79)	黒沢専之輔	菅塩	地主的対応	454	298	192	前出
(81)	木村 貞夫	—	地主的対応				
昭9 (3)	金井 関吉	北金井	不明(滞納)	1,289	572	—	所在不明
(11)	関根門三郎	下強戸	自作要求あり	—	—	727	
(12)	岡部駒次郎	〃	地主的対応	7,156	—	3,138	表面的理由は「期間満了」
(19)	岡部 徳治	上強戸	自作理由	—	215	264	
(21)	岡部惣四郎	下強戸	自作理由				前出
(26)	岡部駒次郎	〃	地主的対応				
(27)	樋口 弥市	北金井	自作理由	43	39	72	前出
(33)	木暮長次郎	寺井	自作理由	342	362	258	
(48)	佐口虎太郎	上強戸	自作理由	213	159	226	地主4名中の1名
(55)	高島馬次郎	西長岡	自作理由	490	329	423	
(56)	〃	〃	自作理由				前出
昭10(12)	柳 権平	成塚	自作要求あり	631	679	437	
(45)	岡部駒次郎	〃	地主的対応	7,156	—	3,138	表面的理由は「期間満了」
昭11(83)	木村 貞夫	—	自作要求あり				
(141)	深沢和三郎	寺井	地主的対応	13,061	11,516	—	所在不明
昭12(21)	佐口 茂	上強戸	不明(滞納)	410	206	312	
(211)	高島馬次郎	西長岡	自作理由	490	329	423	前出
昭13(18)	天野 モン	—	自作要求あり				

争議番号	地主名	大字	争議の性質	戸数割表による所得額			備考
				昭和4年	昭和7年	昭和11年	
昭13(61) 昭15(28)	岡部惣四郎 高島馬次郎	下強戸 西長岡	不明(期間満了) 自作要求あり	490	329	423	前出

所得額は昭和4, 7, 11年度「村税特別税戸数割賦課表」による。争議番号は大正15年を除き『争議台帳』記載のものである(大正15年は整理番号)。

第4表 土地返還争議と地主の階層性(強戸村)

		A 階 層	B 階 層	C 階 層	計
	昭和5年まで 昭和6年以后	1,500円以上 1,000円以上	1,000～1,500円 700～1,000円	1,000円以下 700円以下	
大正15～昭和5年	地主的対応によるもの	9	0	1	10
	自作要求があるもの	0	2	10	12
	争議の性格が不明なもの	1	4	2	7
昭和6～昭和15年	地主的対応によるもの	14	0	3	17
	自作要求があるもの	4	4	39	47
	争議の性格が不明なもの	1	1	2	4
計		29	11	57	97

所得階層は昭和4, 7, 11年度「村税戸数割賦課表」による。大正15～昭和5年は昭和4年度, 昭和6～9年は昭和7年度, 昭和10年以後は昭和11年度の戸数割賦課表を使用。ただし, 当該年度の戸数割賦課表に欠けているばあい, 他の年度の所得額によって階層区分した。なお, 「争議の性格が不明なもの」とは, 小作料滞納または期間満了により土地返還を要求したものである。